

消費税の軽減税率制度について 区分記載請求書等保存方式の概要

本年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられ、軽減税率制度も実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、複数税率となり、事業者は消費税等の申告等を行うために、税率ごとに区分経理を行う必要があります。また令和5年10月1日からは「適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）」が導入される予定です。そこでインボイス制度を導入するための経過措置として令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に限り、「区分記載請求書等保存方式」による仕入税額控除を認めることとしています。

軽減税率制度の実施も間近ではありますが、再確認として「仕入税額控除」及び「区分記載請求書等保存方式」について概要を書いてみたいと思います。

I 仕入税額控除の概要

1 消費税の納付税額は、原則的には、課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税期間中の課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除して（差し引いて）計算します。

この課税期間中の課税仕入れに係る消費税額を控除することを仕入税額控除といえます。

2 仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等（注）の両方を保存する必要があります。（ただし、災害その他やむを得ない事情により保存ができなかったことを証明した場合はこの限りでない。）

（注）課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合、3万円以上である場合においても請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるとき又は特定課税仕入れに係るものである場合には、帳簿

3 保存期間は、帳簿がその閉鎖日、請求書等はその受領日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間保存することとされていますが、6年目、7年目については、いずれか一方を保存すればよいこととされています。

II 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）の概要

1 複数税率制度への移行に伴い、「適格請求書等保存方式」の導入が予定されていますが、「当面は執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとする。」（平成28年税制改正大綱）とされ、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に限り、請求書等保存方式（令和元年9月30日まで適用）を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確

にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件とされる「区分記載請求書等保存方式」によって税率の区分経理に対応することになりました。

2 記載事項

① 帳簿の記載事項

- 二重傍線部分が追加されました。
- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）

② 課税仕入れに係る支払対価の額

- 区分記載請求書の記載事項
- 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には以下の事項が記載されていることが必要です。これまでの請求書等保存方式の記載事項に加え二重傍線部分が追加されました。
- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- （課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- 二税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ホ書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつてはホの記載事項は必要ありません。

③ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載例

区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」については「軽減対象資産の譲渡等である旨」が客観的に明らかであるといえる程度の表示がされているればよく、個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます。

① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」や「☆」といった記号、番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が軽減対象資産の譲渡等である旨を別途「※（☆）は軽減対象」と表示し、明らかにしている場合

② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合

③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

4 追記による補正

仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率」とに合計した課税資産の譲渡等の対価の額の項目の記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、これを保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。なお、保存すべき区分記載請求書の記載事項のうち請求書等の交付を受けた事業者による追記が認められているのは「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率」とに合計した課税資産の譲渡等の対価の額のみとなっていますので、他の項目については追記や修正を行うことはできません。

5 免税事業者からの課税仕入れの取り扱い

区分記載請求書等保存方式の下でも、免税事業者からの課税仕入れについては請求書等保存方式と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

最後に、区分記載請求書等保存方式についてはまだ説明しきれない事項が多々あります。請求書やレシート等の記載事例が国税庁のQ&Aに公表されています。また、疑問や解らないことがありましたら、最寄りの税理士事務所にお尋ねください。



浦井智子税理士事務所
税理士 浦井智子